

文京区創業支援事業計画の変更について

1 趣 旨

これまで、産業競争力強化法（平成25年法律第98号）に基づき、国に認定された創業支援事業計画により、創業者に対して継続的な支援を行い、区内での創業の促進を図ってきたところである。

現行の創業支援事業計画が、令和元年度末をもって計画期間が満了するため、計画期間を延長するとともに、創業機運醸成の視点を取り入れた「創業支援等事業計画」に変更する。

2 創業支援等事業計画の概要

(1) 事業内容

① 創業機運醸成事業【新規】

創業に対する理解・関心を深めるための普及啓発事業（創業機運醸成事業）を計画に規定するとともに、創業機運醸成事業を新たに実施する。

（令和2年度重点施策：文京区創業機運醸成プロジェクト）

② 創業支援事業【継続】

現行計画から引き続き、次の事業を実施する。

ア 創業相談窓口の設置

イ 創業支援セミナー・個別相談会・交流会の実施

ウ 創業支援資金融資あっせん事業・利子補給の実施

(2) 計画期間

現行の計画期間（平成27年4月1日から令和2年3月31日まで）の終期を「令和5年3月31日まで」に延長する。

3 創業支援等事業計画の国への申請及び認定

創業者が優遇措置を受けられるようにするため、区が産業競争力強化法に基づき、国に対して創業支援等事業計画の認定申請を行う。

4 創業者が受けられる優遇措置

国から認定を受けた創業支援等事業計画に基づき、区が実施する「創業支援セミナー」の受講者に対して証明書を交付することにより、創業者が次の優遇措置を受けることが可能となる。

① 株式会社等を区内で設立する際の登録免許税の軽減

- ② 無担保、第三者保証人なしの創業関連保証枠の拡大
- ③ 新創業融資制度の自己資金要件の緩和（日本政策金融公庫）
- ④ 新規開業支援資金の貸付利率の引き下げ（日本政策金融公庫）

5 今後のスケジュール（予定）

- | | |
|----------|---------------------|
| 令和元年 11月 | 創業支援等事業計画認定申請書を国へ提出 |
| 12月 | 国による計画の認定 |
| 令和2年 4月 | 創業支援事業、創業機運醸成事業の開始 |